

インフルエンザ及び新型コロナによる欠席の扱いについて（お知らせ）

本校では、急性呼吸器感染症のうち、インフルエンザ及び新型コロナに罹患した場合の欠席の扱いを下記のようにいたしますのでお知らせします。

なお、感染症法施行規則の改正により、令和7年4月7日から急性呼吸器感染症が感染症法上の5類感染症に位置付けられ、「かぜ」も5類感染症となりましたが、厚生労働省の見解に基づき一般的な「かぜ」については、登校制限の対象とならないことをお知らせします。

記

1 出席停止になる場合

(1) 医師の診断により生徒本人の罹患が判明した場合

※ インフルエンザ罹患による出席停止期間

		発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
例①	発症後 2日目に 解熱	出席停止						登校可能		
		発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	自宅療養			
例②	発症後 5日目に 解熱	出席停止								登校可能
		発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	

※ 新型コロナ罹患による出席停止期間

		発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
例①	発症後 2日目に 症状軽快	出席停止						登校可能		
		発熱	発熱	症状軽快	症状軽快後 1日目	自宅療養	自宅療養			
例②	発症後 5日目に 症状軽快	出席停止							登校可能	
		発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	症状軽快	症状軽快後 1日目		

2 欠席になる場合

- (1) 医療機関で検査を受けていない場合は、欠席とします。
- (2) 「コロナ後遺症」は、法律で定められた感染症ではありませんので他の疾病に罹患した場合と同様に欠席とします。
- (3) 家族や身近の人が罹患したことによる欠席の場合
- (4) インフルエンザ及び新型コロナ以外の急性呼吸器感染症（かぜ症状）による欠席の場合
 ※ インフルエンザ及び新型コロナの罹患が疑われる場合は、受診をし、医師の診断を受けてください。ただし、罹患していない場合は、受診当日も欠席となります。
- (5) インフルエンザ及び新型コロナに対する漠然とした精神的不安による欠席の場合

3 その他

インフルエンザ及び新型コロナに罹患した場合は、ホームページから「インフルエンザ・新型コロナ罹患報告書」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、次回の登校時に担任へ提出してください。

以上